

**「水防災意識社会 再構築ビジョン」に基づく
馬場目川水系の減災に係わる取組方針**

令和4年3月28日

雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会

【馬場目川水系】

秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎潟町、井川町、
大潟村、秋田地方气象台、秋田県

目次

1 はじめに	1
2 本協議会の構成員	2
3 馬場目川水系の概要	6
4 現状での取組状況	7
5 減災のための目標	12
6 概ね5年で実施する取組	12
7 フォローアップ	15

1 はじめに

馬場目川水系では、昭和 54 年 6 月～8 月に戦後最大の洪水が発生し、沿川市町村の中心部を含む流域平地部に甚大な被害が発生した。

その後も、昭和 62 年 8 月や、平成 25 年 9 月などに、幾度となく水害が発生している。

全国では、平成 27 年 9 月には、関東地方北部や東北地方南部を中心に記録的な豪雨が発生し、鬼怒川や鳴瀬川水系渋井川において、堤防が決壊するなどにより、広範囲で浸水被害等が発生した。

このようなことから、国では、「水防災意識社会 再構築ビジョン」を踏まえ、平成 28 年 5 月 31 日に「雄物川大規模氾濫時の減災対策協議会」を設立した。

また、平成 28 年 8 月の台風 10 号では、岩手県岩泉町の小本川が氾濫し、甚大な被害が発生したことを踏まえ、県管理河川においては、平成 29 年 6 月 1 日に「秋田地域県管理河川減災対策協議会」、平成 29 年 6 月 28 日に「山本地域県管理河川減災対策協議会」を設立した。

一方で、令和 2 年 9 月 18 日には、近年の激甚な水害や気候変動による水害の激甚化・頻発化に備え、流域全体で水害を軽減させる「流域治水」を計画的に推進する「雄物川圏域流域治水協議会（馬場目川水系含む）」を設立しており、この流域治水協議会においては、減災対策協議会の取組方針（避難・水防対策）を共有していくことになっている。

これらの状況を踏まえ、雄物川水系「大規模氾濫時の減災対策協議会」と馬場目川水系を対象とした「山本地域県管理河川減災対策協議会」及び「秋田地域県管理河川減災対策協議会」を統合した雄物川圏域「大規模氾濫時の減災対策協議会」（以下「本協議会」という。）を令和 4 年 2 月 18 日に設立した。

本協議会では、「現状の水害リスク情報」や「市町村が行う円滑かつ迅速な避難の取組」、「適確な水防活動等の取組」など各取組状況の情報を共有・実現するため、令和 7 年度まで行う「馬場目川水系の減災に係る取組方針」（以下「取組方針」という）について、とりまとめたものである。

2 本協議会の構成員（馬場目川水系を抜粋）

本協議会の参加機関及び構成員は以下のとおり。

（雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会規約第4条1 別表1より）

秋田市長		
男鹿市長		
潟上市長		
三種町長		
五城目町長		
八郎潟町長		
井川町長		
大潟村長		
農林水産省	東北農政局	西奥羽土地改良調査管理事務所長
気象庁	秋田地方気象台長	
秋田県	総務部 危機管理監	
	農林水産部長	
	建設部長	

本協議会の作業部会参加機関及び構成員は以下のとおり。

（雄物川圏域大規模氾濫時の減災対策協議会規約第5条3 別表4より）

秋田市	総務部 防災安全対策課
男鹿市	総務部 総務課
潟上市	総務部 総務課
三種町	町民生活課
五城目町	住民生活課
八郎潟町	町民課
井川町	町民課
大潟村	住民生活課
気象庁	秋田地方気象台
秋田県	総務部 総合防災課
	農林水産部 農地整備課
	建設部 下水道マネジメント推進課

建設部 河川砂防課	
山本地域振興局	総務企画部 地域企画課
	農林部 農地整備課
	建設部 保全・環境課
秋田地域振興局	総務企画部 地域企画課
	農林部 農地整備課
	建設部 保全・環境課

3 馬場目川水系の概要

本協議会では、山本・秋田地域の馬場目川水系県管理河川を対象として減災対策に取り組む。

馬場目川は、その源を南秋田郡五城目町の馬場目岳（標高 1,037m）に発し、三種川、井川等の 22 支川を合わせて八郎瀧調整池に入り、船越水道を通り日本海に注ぐ、幹川流路延長 47.5km の秋田県内最大の二級河川である。

その流域は、秋田市、男鹿市、潟上市、三種町、五城目町、八郎瀧町、井川町、大瀧村の 3 市 4 町 1 村からなり、北部は能代市、東部は上小阿仁村、仙北市および北秋田市、南部は大仙市および由利本荘市、西部は日本海に接している。流域面積は、約 910.5km² と広大で、県全体の約 8%を占める。

県管理河川は、馬場目川水系、賀茂川水系及びその他水系などの 3 水系、30 河川、管理延長約 275.077km であり、このうち水位周知河川は 2 河川、非水位周知河川は 28 河川である。

【馬場目川水系における県管理河川（水位周知河川）】（1水系2河川）

No	河川名（山本地域）	管理延長（km）	No	河川名（秋田地域）	管理延長（km）
1	馬場目川水系 ^{ミタネガワ} 三種川	52.196	2	馬場目川水系 ^{ババメガワ} 馬場目川	47.518

【馬場目川水系における県管理河川（非水位周知河川）】（3水系28河川）

No	河川名（山本地域）	管理延長（km）	No.	河川名（秋田地域）	管理延長（km）
1	馬場目川水系 ^{コイカワ} 鯉川	5.500	1	馬場目川水系 ^{コフカミガワ} 小深見川	2.700
※	馬場目川水系 ^{セイブシヨウスイロ} 西部承水路	(23.177)	※	馬場目川水系 ^{セイブシヨウスイロ} 西部承水路	23.177
3	馬場目川水系 ^{タネサワガワ} 種沢川	1.600	3	馬場目川水系 ^{バフミガワ} 馬踏川	13.220
4	馬場目川水系 鹿渡川	3.300	4	馬場目川水系 ^{トヨカワ} 豊川	13.100
5	馬場目川水系 ^{イトナガレガワ} 糸流川	2.900	5	馬場目川水系 ^{イカワ} 井川	11.500
6	馬場目川水系 ^{ウカワガワ} 鵜川	13.000	6	馬場目川水系 ^{アカザワガワ} 赤沢川	3.900
7	馬場目川水系 ^{コンゴウジガワ} 金光寺川	6.100	7	馬場目川水系 ^{フツナイガワ} 富津内川	16.254
8	馬場目川水系 ^{ジンスケガワ} 仁助川	3.300	8	馬場目川水系 ^{ウチカワガワ} 内川	6.800
9	馬場目川水系 ^{ヤチサワガワ} 谷地沢川	2.700	9	馬場目川水系 ^{タキノシタガワ} 滝ノ下川	4.700
10	馬場目川水系 ^{ソエハタガワ} 添畑川	2.500	10	馬場目川水系 ^{タカチガワ} 高千川	2.200
11	馬場目川水系 ^{コマタガワ} 小又川	7.300	11	賀茂川水系 ^{カモガワ} 賀茂川	4.502

12	馬場目川水系 <small>ニシマタガワ</small> 西又川	1.300	12	賀茂川水系 <small>ウラノサワガワ</small> 浦ノ沢川	2.046
-			13	賀茂川水系 <small>フツクデンガワ</small> 仏供田川	0.984
-			14	その他水系 <small>シビカワガワ</small> 鮎川川	2.480
-			15	その他水系 <small>タキカワ</small> 滝川	7.400
-			16	その他水系 <small>ヒツメガワ</small> 比詰川	3.400
			17	その他水系 <small>シモハマアユカワ</small> 下浜鮎川	7.500

水位周知河川（1水系2河川）、非水位周知河川（3水系28河川）、計3水系28河川

No.2※ 馬場目川水系西部承水路は重複管理

4 現状での取組み状況

馬場目川水系における減災対策について、現状と課題を抽出した。結果は以下のとおり。

円滑かつ迅速な避難のための取組

① 情報伝達、避難計画等に関する事項

項目	現状○	課題●
洪水時における河川管理者や気象台からの情報提供	○県では、計画規模の洪水浸水想定区域図を策定し、県HP等で公表している。 ○最大クラスの洪水を対象とした洪水浸水想定区域図を順次作成することとしている。	●想定最大規模降雨の浸水想定区域図については、ハザードマップを作成する自治体と作成の優先順位について協議する必要がある。・・・(1)
	○水位周知河川として、三種川(山本)、馬場目川(秋田)を指定し、県が水防管理者(各市町村)及び関係機関へ水位情報を通知するとともに、報道機関を通じて一般に周知している。 ○県及び気象台は、自治体とのホットラインの試行運用を行い、ホットライン伝達体制構築を行っている。 ○各自治体では、避難指示等の発令の際には、必要に応じて気象台、県等に助言を求めることとしているほか、避難情報の発令の参考情報として水位上昇に関する情報を求めている。	●水位周知河川での氾濫危険水位等の防災情報の意味や情報を受けた場合の対応について、出す側、受ける側ともに理解を深め、確実に実施できる体制を整える必要がある。・・・(2) ●水位周知河川の指定数について、現状で十分ではないことが問題とされている。・・・(3) ●ホットラインの実効性を確保するため、試行運用の結果を踏まえた自治体との伝達体制の構築が必要である。・・・(4)

項目	現状○	課題●
自治体における情報の収集と活用	<p>○各自治体では、河川水位情報、今後の気象情報・予報等（気象庁防災情報システム）、県管理河川や土砂災害の危険性等（秋田県河川砂防情報システム）を情報収集している。</p> <p>○一部の自治体では、収集した情報は、避難情報発令の判断に活用している。</p> <p>○一部の自治体では、収集した気象情報等や水防団の活動状況は、ホワイトボードへの掲示や口頭での共有を図っている。</p>	<p>●一部の自治体では、情報収集・共有に関する習熟や情報を分析する職員の増員と技術向上の必要や、気象庁の防災情報提供システムの使用法について習熟の必要が指摘されている。・・・(5)</p>
災害対応体制の確保	<p>○一部の自治体では、水害に特化した動員体制は無く、一般災害の体制を準用している。</p> <p>○一部の自治体では、体制に移行する動員基準は具体の雨量や水位で整理されておらず、防災担当課の判断で動員が行われている。</p> <p>○一部の自治体では、水害時の災害対策本部立ち上げ基準が未設定の場合がある。</p>	<p>●自治体では、水害対応に関する職員の習熟の必要性や、水害の長期化や大規模化に対応できる体制づくりの必要性が指摘されている。・・・(6)</p>
避難指示等の発令基準及び発令状況	<p>○水位周知河川では、水位等の情報に基づく定量的な避難指示等の発令基準が設定されている。</p> <p>○一部の自治体では、水位周知河川以外の河川で、独自に避難指示等の発令基準を定めている場合があるが、多くの自治体では定量的な基準は設定されていない。</p>	<p>●水位周知河川以外の河川についても必要に応じて発令基準の策定が必要。・・・(7)</p> <p>●避難指示等の防災情報について、行政や住民が十分に理解しておく必要がある。・・・(8)</p>
	<p>○一部の自治体では、何らかの避難情報発令経験があり、遅延なく情報提供を実施した経験がある。</p> <p>○一部の自治体では、短時間の大雨、急激な水位上昇を伴う昨今の水害状況に対応するために、避難情報の発令判断を素早く行う必要に迫られていると感じている。</p> <p>○一部の自治体では、避難情報発令に対して心理的な敷居の高さに強く感じており、空振りに伴う住民の危機意識が損なわれることや、被害が発生しなかった際の住民からの反感をその要因として指摘している。</p>	<p>●一部の自治体では、避難指示等の発令基準マニュアルの作成、更新の必要性や、又はマニュアルを作成して間もなく、その習熟の必要性が指摘されている。・・・(9)</p> <p>●一部の自治体では、職員が防災気象情報に対して知識や経験をつまないと適確な避難指示等発令に結びつかないとの課題が指摘されている。・・・(10)</p> <p>●河川管理者、自治体、气象台等に加え様々な関係者による多様な防災行動を検討できる体制の構築が必要。・・・(11)</p>

項目	現状○	課題●
避難場所・避難経路	<p>○各自治体では、作成したハザードマップに避難場所等が記載されている。</p> <p>○一部の自治体では、避難所の設置は状況によるが、基本的に夜間は避け、日中のうちに準備を進めている場合がある。</p> <p>○一部の自治体では避難所設置訓練を実施している場合がある。</p>	<p>●自治体では避難場所の設置についてマニュアル作成の必要性が指摘されるとともに、想定最大規模の浸水想定区域図作成にあわせ、関係自治体において計画的にハザードマップを見直すことにより、想定最大規模の浸水想定に対応した避難場所等の見直し検討が必要。・・・(12)</p>
住民等への情報伝達の方法	<p>○秋田県防災ポータルサイトで避難や水防に役立つ雨量、河川水位情報等を提供している。</p> <p>○自治体では、避難情報の伝達は、防災行政無線、広報車、エリアメール、登録制メール、マスコミへの情報提供、防災ネットあきた、町内会長の呼びかけ等の様々な伝達手段を整備している。</p>	<p>●避難指示等重要な情報を住民へ確実に伝える必要がある。・・・(13)</p> <p>●インターネット等により情報提供しているが、情報の入手先が住民まで伝わっていない懸念がある。・・・(14)</p>
避難誘導體制	<p>○各自治体では、自主防災組織や消防団等と連携した避難誘導體制を地域防災計画等で定めている。</p>	<p>●自治体では、実践的な避難誘導訓練の実施の必要性が指摘されている。・・・(15)</p>
平時からの住民等への啓発、防災教育・訓練	<p>○一部の自治体では、町内会や自主防災組織等の訓練や防災学習などに職員を派遣している。</p> <p>○一部の自治体では、要配慮者の避難を手助けするため、リヤカーを使用して訓練を実施しているほか、住民の防災意識の向上を図るため、防災に関する講習会を実施している。</p>	<p>●一部の自治体では、学校等での防災教育や地域での防災学習会等の有効性が指摘されるとともに、実践的な訓練の必要性が指摘されており、更なる防災教育や訓練の充実が必要である。・・・(16)</p>
要配慮者利用施設への対応	<p>○県では、平成29年度から県内の要配慮者利用施設の管理者を対象に、水害・土砂災害時の避難に関する防災情報等についての理解を深める説明会を開催している。</p> <p>○一部の自治体では、要配慮者利用施設への情報伝達は、防災行政無線、戸別受信機、登録制メール、電話等で行っている。</p> <p>○現状では、要配慮者利用施設において避難確保計画は未作成の場合が多く、災害時の施設と自治体の責任分担についても未整理の状態である。</p>	<p>●避難確保計画未作成の施設は、計画を作成し、その施設は、避難計画に基づく避難訓練を実施し、災害に備える必要がある。・・・(17)</p>

注釈 ●後ろの（ ）数字は課題番号

② 円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する事項

項目	現状○	課題●
河川水位等に係る情報提供	○国・県管理河川の水位観測所の情報及び気象庁・秋田県の雨量観測所の情報は、秋田県河川砂防情報システムで確認できるようになっている。また、希望する自治体の防災担当者へ、県管理河川の基準水位到達情報の携帯メール配信をしている。	●大規模水害に備えて、水位計や雨量計の増設や配置見直しについて検討する必要がある。また、検討にあたり避難指示等を担当する市町村と必要河川等について協議する必要がある。・・・(18) ●水位上昇の早い中小河川では、水位情報のみに頼った判断では手遅れとなる恐れがあるが、これを補完する雨量情報が十分に活用されていない。・・・(19)

注釈 ●後ろの（ ）数字は課題番号

③ 水防に関する事項

項目	現状○	課題●
河川の巡視	○県では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて河川巡視を行っている。 ○各自治体では、洪水時に重要水防箇所を中心に、必要に応じて水防団(消防団)等による河川巡視を行っている。	●出水時に水防活動が適確に行われるよう水防団等と河川管理者で、河川巡視で得られた堤防や河川水位の状況など、情報共有等を進める必要がある。・・・(20)
重要水防箇所の見直しや水防資機材の整備状況	○水防上特に注意を要する区間を定め、重要度に応じて重要水防区域として秋田県水防計画書に記載するとともに県のHPで公表している。 ○国・県・市町村(水防管理団体)それぞれ水防倉庫を所有し、水防資機材の保有・管理するとともに、毎年出水期前に、資機材の点検を実施している。	●重要水防区域等の水害リスクが高い箇所の現地状況について、河川管理者と市町村との共通認識が必要。・・・(21) ●各自治体では、水防資機材についての備蓄の数量の確認や資器材・倉庫の拡充の必要性が指摘されていることから、水防団等と河川管理者が連携して的確な水防活動を推進するため、倉庫の位置や資機材に係る情報を共有する必要がある。・・・(22)

項目	現状○	課題●
水防活動の実施体制の確保と水防技術の維持向上対策	○各自治体では、水防団(消防団)員等不足や高齢化を踏まえ、団員の確保対策を実施している。	●協議会の場等を活用して、水防団員の募集、自主防災組織、企業等の参画を促すための具体的な広報の進め方について検討の上、順次実施する必要がある。・・・(23)
水防訓練の実施	○各自治体では、水防団等の技術力向上のため、水防訓練等を実施している。	●多様な関係機関や住民参加により、より実践的な水防訓練となるよう、訓練内容を検討し、調整して実施する必要がある。・・・(24)
自治体庁舎や防災拠点等の耐水化等の対応	○浸水の恐れがあるが等施設のある自治体では、安全な庁舎の新設、施設の耐水化を実施している。	●該当する自治体では、水害時の業務継続体制の整備の必要性が指摘されている。・・・(25) ●今後の、想定最大規模の浸水想定区域図作成にあわせて、浸水想定区域内の市町村庁舎や災害拠点病院等の機能確保に関する情報を把握、共有する必要がある。・・・(26)

注釈 ●後ろの()数字は課題番号

④ 河川管理施設の整備に関する事項

項目	現状○	課題●
決壊までの時間を少しでも引伸ばす堤防構造の工夫(危機管理型ハード対策)	○治水安全度の緊急性や地元要望等を考慮して河川整備を推進している。	●近年、激化する気象状況(ゲリラ豪雨や台風の大型化など)からも、流域の治水安全度は十分ではない。・・・(27)

注釈 ●後ろの()数字は課題番号

5 減災のための目標

円滑かつ迅速な避難や適確な水防活動の実施及び氾濫水の排水等の対策を実施するため、各構成機関が連携して令和7年度までに達成すべき減災目標は以下のとおり。

【概ね5年間で達成すべき目標】

馬場目川水系は、これまで幾度となく水害が発生し、山間部を流下する河川特有の流下型の氾濫と平野部における拡散型の氾濫といった河川特性を持ち、近年頻発している集中豪雨により急激な水位上昇を生ずる恐れがあり、迅速な防災行動を求められることが想定される。

今後、発生し得る大規模水害に対し『動かす・ねばる・戻す』ことにより、氾濫被害の最小化を目指す。

- 動かす…「避難しなくても大丈夫」という行政・住民の気持ちを動かし、住民を避難へと動かす。
- ねばる… 浸水域から遠く離れた避難場所まで逃げる時間を稼ぐ水防活動で、ねばる。
- 戻す…… 地域社会を一日でも早く元の状態に戻す。

※大規模水害： 想定し得る最大規模降雨に伴う洪水氾濫による被害

【目標達成に向けた3本柱】

上記目標の達成に向け、河川管理者が実施する堤防整備や洪水調節施設の整備など、洪水氾濫を未然に防ぐ対策に加え、以下の項目を3本柱とした取組を実施する。

- ①「動かす」 逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難誘導
- ②「ねばる」 氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化
- ③「戻す」 日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

6 概ね5年で実施する取組み

氾濫が発生することを前提として、社会全体で、常に洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的に、各構成機関が取組む主な内容は次のとおり。

1) ハード対策の主な取組み

堤防整備などは整備途上であり、洪水により氾濫するおそれがある。また、適切な避難行動

や水防活動に資するハード対策が不足している。このため、ハード対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関は以下のとおり。

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■洪水氾濫を未然に防ぐ対策				
ハード1	・堤防整備 ・河道掘削	(27)	継続実施	秋田県
■避難行動、水防活動、排水活動に資する基盤等の整備				
ハード2	・簡易水位計等の基盤整備	(18)(19)	継続実施	秋田県
ハード3	・庁舎や排水機場等の耐水性の確認・対策（耐水化・BCP等ソフト対策を含む）	(6)(12) (15)(25) (26)	継続実施	秋田県 市町村 秋田地方気象台

2) ソフト対策の主な取組み

各構機関が実施するソフト対策のうち、主な取組項目・目標時期・取組機関については、以下のとおり。

.....【動かす】.....

① 逃げ遅れゼロに向けた迅速な情報発信と避難誘導

主な取組項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■平時からのリスク情報の周知と防災教育・訓練等に関する取組				
動かす1	・タイムラインを活用したロールプレイング等のリアリティのある防災訓練の実施・タイムラインの検証及び改訂・多機関連携型タイムラインの拡充	(2)(4) (8)(9) (10)(11) (12)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす2	・水害リスクの高い区間における地域住民が参加する共同点検や避難訓練の実施	(8)(11) (12)(15) (16)(20) (21)(24)	継続実施	市町村 秋田県
動かす3	・水害リスクを共有するための教育機関等と連携した防災教育の実施	(8)(11) (12)(15) (16)(20) (21)(24)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす4	・要配慮者利用施設の管理者への説明会の実施	(17)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす5	・要配慮者利用施設の避難計画の作成及び訓練の促進	(17)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台

動かす 6	・地域包括支援センター等との連携	(17)	継続 実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
■発災時の迅速かつ確実な避難に関する取組				
動かす 7	・住民の避難行動に着目した各市町のタイムラインの運用及びマイタイムラインの作成	(2) (4) (8) (9) (10) (11) (12)	継続 実施	市町村
動かす 8	・気象情報発信時の「危険度の色分け」や「警報級の現象」等の改善（水害時の情報入手のし易さをサポート）	(2)	継続 実施	秋田地方気象台
動かす 9	・想定最大規模降雨による浸水想定区域図、氾濫シミュレーション、家屋倒壊等氾濫想定区域の公表	(1) (2) (3) (7) (12)	継続 実施	市町村 秋田県
動かす 10	・住民の主体的避難を促す情報伝達手段の拡充（防災メール、防災ラジオ、SNS等）	(5) (13) (14)	継続 実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
動かす 11	・雄物川水系取組 プッシュ型の洪水予報等の情報発信	(13) (14)	—	秋田地方気象台 東北地整
動かす 12	・想定最大規模の洪水での避難計画を考慮したハザードマップの作成・周知及びまるとまちごとハザードマップの推進	(1) (2) (3) (7) (12)	継続 実施	市町村
動かす 13	・住民の避難情報に関する意識調査などを実施し、取組方針へ反映	(13) (14)	随時 実施	市町村

.....【ねばる】.....

② 氾濫被害の防止や軽減、避難時間の確保のための情報共有と水防活動の強化

主な取組み項目	課題の対応	目標 時期	取組機関
■より効果的な水防活動の実施及び水防体制の強化に関する取組			
ねばる 1	・流域内の関係機関が防災情報を共有できる体制を整備	(23) (24)	継続 実施 市町村 秋田県 秋田地方気象台

ねばる 2	・関係機関が連携した水防訓練・水防団同士の連絡体制の再確認の実施	(23) (24)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
ねばる 3	・重要水防箇所の手回し点検	(20) (21)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台
ねばる 4	・水防資機材の保有状況の確認	(22)	継続実施	市町村 秋田県 秋田地方気象台

.....【戻す】.....

③ 日常生活及び社会経済活動の一刻も早い回復を可能とする排水活動

主な取組み項目		課題の対応	目標時期	取組機関
■排水活動及び訓練、施設運用に関する取組				
戻す 1	・排水施設等の情報共有、浸水区域内の自然勾配を踏まえた排水の検討を行い、大規模水害を想定した氾濫時の緊急排水計画(案)を作成	(21) (22) (24) (26)	継続実施	市町村 秋田県
戻す 2	・関係機関と連携したリアリティのある水防・排水訓練の実施	(23) (24)	継続実施	市町村 秋田県

3) 取組の進め方

地域防災力向上のために、これらの取組を継続的に行うことで住民自らが災害や防災への興味・関心を高め、「自分の命は自分で守る」という主体的な姿勢を育み『災害から生き抜く力』を身に付け、さらには世代間の継承、災害に強い馬場目川水系の文化の形成を図るものとする。

7 フォローアップ

各構成機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画及び河川整備計画等に反映するなど、責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

原則、本協議会を毎年出水期前に開催し、取組の進捗状況を確認するとともに、必要に応じて全国の取組内容や技術開発の動向等も踏まえ、取組方針を見直すこととする。

また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。